**関連組織・団体との相互広報についての内規**

(1). 関連・連携する組織として適切かどうかは、理事会でその都度承認を得る
(2). 学会誌の広告として掲載する場合、大きさを決めて（1/2ページなど）、相互に掲載を条件に無料.
(3). web pageのリンクも相互リンクを条件に、リンクをするのにかかる経費をそれぞれの組織持ち
(4). これらの約束については、文書(E-mailでも良い）で交換しておき、
(5). 申し入れがあった時点か適切な組織として認められた時点で相互に実施する
(6). この相互協力（広告掲載と相互リンク）については、
どちらかから停止の申し入れを行うまで継続する
2013年9月6日施行